

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
(当たる翌日)
(当たる翌日)

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

平成2年七月二十日

鳥取県知事 西尾邑 次

目次

◆告示 保険医療機関等の指定（保険課）

土地改良事業の認可（農村整備課）

平成二年度地籍調査事業計画の決定（〃）

土地収用法による事業の認定（管理課）

廃川敷地等の生成（河川課）

林業種苗法による講習会の開催（造林課）

林業改良指導員資格試験の実施（〃）

平成二年六月鳥取県告示第五百三十八号中訂正

告示

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取市立病院	鳥取市三津八七六	平成二年七月一日
国立療養所西鳥取病院	鳥取市幸町七一	"
鳥取市立病院	鳥取市山根四三	"
倉吉病院	倉吉市幸町一〇一	"
鳥取県郡家保健所	岩美郡国府町新通り三丁目三	"
国民健康保険智頭病院	八頭郡郡家町大字郡家四〇	"
太田原医院	八頭郡智頭町大字智頭一八七五	"
国立三朝温泉病院	東伯郡三朝町大字山田六九〇	"
岡山大学医学部附属病院三朝分院	東伯郡三朝町大字山田八二七	"

鳥取県根雨保健所	日野郡日野町根雨七一一
株式会社大陽堂 薬局上井宮業所	倉吉市上井町一丁目八一七
オサキ薬局	八頭郡用瀬町大字用瀬四七一 一八
大嶋歯科医院	鳥取市杉崎字土手の内五九九 一
中村歯科医院	倉吉市東岩倉町二三五五
上賀茂診療所	八頭郡郡家町大字稻荷字塚ヶ 鼻二二一一二
富谷歯科医院	倉吉市河原町一九〇四
有限公司社加藤調剤薬局	倉吉市山根字上大日五三一 一四
	平成二年七月一日
	平成二年七月一日
	"
	"

鳥取県告示第六百三十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第二項の規定に基づき、地籍調査に関する県の計画に基づく平成二年度における事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により告示する。

平成二年七月二十日

鳥取県知事 西尾 邑次

調査者 の名前	調査期間	調査面積 (平メートル)
大栄町	平成三年 三月三十年 一日まで	東伯郡大栄町大字下種及び大字岩坪の各一部
福部村	平成三年 三月三十年 一日まで	東伯郡福部村大字湯山の一部
淀江町	平成三年 三月三十年 一日まで	西伯郡淀江町大字淀江、大字今津、大字福井、大字中間、大字小波及び大字福岡の各一部
八東町	平成三年 三月三十年 一日まで	八頭郡八東町大字茂田、大字横田及び大字安井宿の全部並びに大字新興寺の各一部
北条町	平成三年 三月三十年 一日まで	東伯郡北条町大字松神及び大字下神の各一部
赤崎町	平成三年 三月三十年 一日まで	東伯郡赤崎町大字尾張、大字湯坂、大字梅田及び大字笠津の各一部
鳥取市	平成三年 三月三十年 一日まで	鳥取市称宣谷、香取、紙子谷、広岡及び海藏寺の各一部

鳥取県告示第六百三十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年七月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成二年七月二十日

次

置いて縦覧に供する。

一 河川の名称

斐伊川水系に係る一級河川 加茂川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二年七月二十日

三 廃川敷地等の位置

米子市美吉字京女郎一九九番三地先から同字一〇〇番五地先まで

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地（河川管理施設を含む。）八二・九九平方メートル

五 河川法施行法（昭和三十九年法律第二百六十八号）第十八条の規定によ

りなお効力を有するものとされる河川法（明治二十九年法律第七十一号）第四十四条ただし書の規定により、その廢川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から三月以内に鳥取県知事に下付の申請をしなければならない。

鳥取県告示第六百三十六号

河川区域の変更により廢川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県米子土木事務所に備え

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、同法第

10条第3項第3号イの講習会を次のとおり開催する。

平成2年7月20日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

施する。

平成2年7月20日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 受講対象者

配布の目的をもって種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者

2 開催の日時及び場所

- (1) 日時 平成2年8月17日(金)午前9時から午後4時まで
- (2) 場所 八頭郡河原町大字稻常113 鳥取県林業試験場

3 講習科目及び時間

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 種苗に関する法令 | 2時間 |
| (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 | 2時間 |
| (3) 種苗の生産技術に関する事項 | 2時間 |

4 受講申込みの方法

所定の受講申込書に生産事業者講習手数料の額(8,000円)に相当する鳥取県収入証紙をはり付けて、平成2年8月10日(金)までに所轄地方農林振興局を経由して知事に提出すること。

- 5 携行品
筆記用具及び印章

1 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(同法第69条の2に規定する短期大学(以下「短期大学」という。)を除く。以下「大学」という。)において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は平成3年10月18日までに卒業する見込みの者
- (2) 短期大学又は昭和33年農林省告示第125号(森林法施行令に基づき農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を指定する件)による農林水産大臣が指定する教育機関(以下「指定教育機関」という。)において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者で、平成2年10月19日までに次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年以上に達するもの

- ア 国、地方公共団体その他の法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校(以上「高等学校」という。)その他これと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育
- イ 国、地方公共団体その他の法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導
 - (3) 高等学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程(昭和26年文部省

鳥取県林業改良指導員資格試験条例(昭和33年4月鳥取県条例第11号)

第2条の規定により、平成2年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実

成

日曜金 20月7年2成平5

令第13号)による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後平成2年10月19日までに、(2)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が6年以上に達するもの

(4) (1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等又はそれ以上の学歴及び経験を有すると知事が認めた者

なお、(4)の認定を受けようとする者は、5により受験願書を提出する際に併せて受験資格認定申請書を提出すること。

2 試験の日時

筆記試験 平成2年10月19日(金) 9時から

口述試験 平成2年10月19日(金) 13時から

3 試験の場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁第16会議室、第二執行部控室及び大会議室

4 試験の方法

(1) 試験は、筆記試験と口述試験に分けて行う。

(2) 筆記試験は、林業改良指導員として必要な林業に関する技術及び知識について、次の項目により行う。

必須項目	林業一般(林業経営、造林、森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械に関する基礎的知識) 普及方法
選択項目	森林保護、森林機能保全、林産、特用林産、林業機械のうち 一項目

(3) 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力につ

いて行う。

5 受験手続

受験者は、次の(1)から(3)までに定めるところにより、受験願書を知事に提出すること。

(1) 受付期間

平成2年8月10日(金)から9月5日(水)まで(郵送の場合は書留郵送とし、平成2年9月5日(水)までの消印のあるものは、有効とする。封筒の表面には「願書在中」と朱書きすること。)

(2) 提出先

鳥取市東町一丁目220

鳥取県農林水産部造林課

(3) 添付書類

ア 履歴書

イ 1の(1)に該当する者にあっては、大学の卒業証明書又は卒業見込証明書

ウ 1の(2)に該当する者にあっては、短期大学又は指定教育機関の卒業証明書及び1の(2)のア又はイの職務に係る勤務先の在職証明書

エ 1の(3)に該当する者にあっては、高等学校の卒業証明書又は検定合格証明書及び1の(2)のア又はイの職務に係る勤務先の在職証明書

オ 写真(最近6箇月以内に撮影した正面、上半身無帽のライカ判で、無合紙のものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。)

6 受験願書等の交付

受験願書(履歴書及び受験資格認定申請書を含む。)は、鳥取県農林水産部造林課において交付する。

郵便により請求する場合は、72円切手をはった、あて光明記の返信用
封筒を同封すること。

7 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 3,010円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄に
はり付けること。この場合、消印しないこと。

- (3) 既納の手数料は、還付しない。

8 合格者の公表

試験合格者の氏名は、試験実施後1箇月以内に公表するとともに、合
格者には合格した旨を通知する。

9 その他

- (1) 試験に關し不正行為があった場合には、当該不正行為に關係のある
者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。
- (2) 試験に關する詳細については、鳥取県農林水産部造林課（電話0857
-26-7807）又は最寄りの地方農林振興局林業課に照会すること。

日曜金曜日 7月20日 平成2年

出題

平成1年長岡農林試験第5回三十八号（保安林の指定の解除予定期
ごと）中次の箇所に誤りがあるたのど、記正すべ。